

第二十六回研究会 (2019.05.11)

中近世ドイツ犯罪史研究における暴力：研究動向の紹介

齋藤敬之 (早稲田大学)

暴力の歴史に関する大局的な叙述としてまず想起されるN・エリアスの文明化論やそれに追隨する議論では、暴力は外的あるいは内的な統制によって抑え込まれるべき行為、「非文明的な」行為であるといった前提が存在していた。ドイツにおける犯罪の社会史研究、いわゆる歴史犯罪研究は、こうした文明化論への批判的検討を1つのきっかけに1990年代以降に盛り上がりを見せてきた。そこで本報告では、とくに中近世の暴力に関するドイツ犯罪史研究の動向を整理することで、暴力の歴史を描写する際の考察の軸や可能性を提示することを目的とした。

1980年代後半からの中近世社会における名誉(Ehre)の意義を再検討する動向を受けて、暴力への理解を拡大させたのは、M・ディングスとG・シュヴェアホフであった。まずディングスは、文明化論に前近代を否定的に評価する進歩主義的なバイアスが存在することを指摘した。そのうえで、前近代社会における(とくに男性間の)暴力の特質として、争いに至る前史及び中傷や挑発によるエスカレートを経た最終的な身体的攻撃という定型があること、こうした一種の儀礼化により盲目的かつ過剰な暴力の行使に歯止めがかけられることを挙げた。そして、暴力を相手方からの名誉棄損への応酬という合理的な手段と特徴づけた。こうしたディングスの議論に共鳴する形で、シュヴェアホフも近世における暴力犯罪への理解を深化させた。まず、殺人率(homicide rates)を暴力性の唯一の尺度として用いてその歴史的变化をたどり文明化論と接続させる動向に懐疑を示した。そして、マイクロストーリー的なアプローチの必要性を説き、ディングスと同様に、中傷や脅しも暴力の範疇に含め、身体的な攻撃をエスカレートのプロセスの中で行使される意味のある行動と理解した。

こうしたディングスやシュヴェアホフの議論により前近代社会における暴力への理解も拡大し、その後の犯罪史研究も刺激された。ここでは2つの方向性が見られる。第一に、近世を通じた暴力の社会的な位置づけの変化に関する議論である。18世紀フランクフルトの犯罪を包括的に論じたJ・アイバッハは、社交形態の変化に伴い、中・上層市民は公的な場での紛争決着の手段としての暴力の行使から距離をとり、下層市民のみがそうした手段を保持していく状況、つまり暴力のサブカルチャー化が見られたと論じた。シュヴェアホフ自身も、17世紀後半以降暴力的な紛争決着の特殊形態としての決闘(Duell)が軍人や学生といった集団内で発展したことを指摘することで、アイバッハの議論を補完した。第二は、合理的で正当な手段としての暴力像や暴力の行使の儀礼化を再考する傾向である。例えばP・ヴェットマン・ユングブルートは、名誉の保持のための暴力の行使を行動上の選択肢の1つと理解し、名誉と暴力の結びつきを絶対的なものではないとした。加えて、裁判などを通じて当該の暴力行為が「正当」か「不当」かが構築されていくことも指摘しており、この点はM・ホーキャンプが「血」の描写を根拠に強調した点でもあった。他の事例研究と異なり東部の領邦都市ゲルリッツを扱ったL・ベーリッシュは、ディングスらとは逆に、暴力のエスカレートの可能性を重視し、儀礼化という形で社会による自己統制を理想化することに否定的な見解を示した。

総括に代えて、スイスの近世史家F・レッツによる暴力の歴史研究への包括的な問題提起を紹介した。シュヴェアホフと同様に、殺人とその量的変化に限定した文明化論を批判し、暴力を身体的攻撃や侵害に限定せずに中傷や脅しといった社会的に容認し得ない侵害行為をも射程に収めるべきと主張した。そのうえで、加害者や被害者だけでなく第三者や公権力が当該の暴力行為をどう認識しどう対処していたのか、さらには暴力への認識から当時の社会の道徳的尺度を問うべきとした。最後に報告者は、こうしたレッツの指摘に付随し、暴力事件を扱う裁判記録に見られる加害者の説明や正当化と第三者の言説との関係を問うことで、暴力行為の社会的な位置づけや時代的特徴を明らかにする可能性があることを提示した。